

住民投票について

1 住民投票制度とは

住民投票制度は、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するもので、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として、1996年（平成8年）新潟県巻町で最初の住民投票が実施されて以来、各地で多くの住民投票が実施されている。

【主な住民投票実施事例】

○原子力発電所

- ・新潟県巻町（議員提案） 平成8年8月4日
投票率：88.29% 賛成：38.55% 反対：60.86%
- ・新潟県刈羽村（住民請求） 平成13年5月27日
投票率：88.14% 賛成：42.52% 反対：53.49% 保留：3.63%
- ・三重県海山町（町長提案） 平成13年11月17日
投票率：88.64% 賛成：32.40% 反対：67.26%

○産業廃棄物処理施設

- ・岐阜県御嵩町（住民請求） 平成9年6月22日
投票率：87.50% 賛成：18.75% 反対：79.65%
- ・宮崎県小林市（住民請求） 平成9年11月16日
投票率：75.86% 賛成：40.179% 反対：58.6%
- ・岡山県吉永町（住民請求） 平成10年2月8日
投票率：91.65% 賛成：1.775% 反対：97.9%
- ・宮城県白石市（市長提案） 平成10年6月14日
投票率：70.99% 賛成：3.77% 反対：94.44%
- ・千葉県海上町（町長提案） 平成10年8月30日
投票率：87.31% 賛成：1.66% 反対：97.58%

○基地

- ・沖縄県（住民請求） 平成8年9月8日
投票率：59.53% 賛成：89.09% 反対：8.54%
- ・沖縄県名護市（住民請求） 平成9年12月21日
投票率：82.45% 賛成：8.14%（条件付き賛成：37.19%） 反対：51.64%
（条件付き反対：1.22%）
- ・山口県岩国市（市長提案） 平成18年3月12日
投票率：58.68% 賛成：10.8% 反対：87.42%

○公共事業

- ・徳島市（議員提案） 平成12年1月23日
投票率：54.995% 賛成：9.86% 反対：90.14%

○市町村合併

- ・埼玉県上尾市（住民請求） 平成13年7月29日
投票率：64.48% 賛成：41.56% 反対：58.43%
- ・滋賀県米原町（町長提案） 平成14年3月31日
投票率：69.60% 坂田郡4町：39.19% 湖東1市4町：27.66%
湖北1市12町：21.20% 合併しない：11.26%
- ・埼玉県富士見市（市長提案） 平成15年10月26日
投票率：40.48% 賛成：68.75% 反対：29.78%

2 住民投票として現行法上認められているもの → **資料 1** **資料 2**

① 直接請求の結果行われる住民投票

- (1) 議会の解散請求があったとき。
- (2) 議員又は長の解職請求があったとき。

② 地方自治特別法の賛否投票

【憲法】

第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

※ 広島平和記念都市建設法、首都建設法、横浜国際港都建設法など

③ 合併協議会の設置に関する住民投票

【市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条（合併協議会設置の請求）の概要】

合併協議会の設置協議について、有権者から合併協議会設置の請求があった合併請求市町村の議会が否決し、他の全ての合併対象市町村が可決したときは、合併請求市長村の長又は 6 分の 1 以上の有権者は合併協議会設置協議について住民投票に付すことを請求できる。

3 地方公共団体が定める条例によるもの

市政運営上の重要な事項（例えば、環境破壊につながる大規模な開発、米軍基地誘致、原子力発電所の誘致、核廃棄物や産業廃棄物の処理施設誘致など）が生じた場合に、市民がその是非を問う住民投票を行うためには、地方自治法第 74 条の規定に基づく直接請求による「住民投票条例」の制定が必要。（議員又は市長発議以外の場合）

【地方自治法】

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

① 直接請求による「住民投票条例の制定請求」（個別型）

直接請求による「住民投票条例の制定請求」を行うには有権者の 50 分の 1（2%）以上の署名をもって市長に請求することとなる。（生駒市の有権者数は、現在、94,428 人なので、1,889 人以上が必要。）

市長は、この請求を受けて、「住民投票条例」を議会に提案することとなる。議会がこの条例が可決されれば住民投票実施となり、否決されれば住民投票は実施されない。

② 常設型住民投票条例

個別案件ごとにそのつど議会の議決を得て住民投票条例を設ける直接請求による制度に対し、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例で定めて制度化するもの。

個別型の住民投票	常設型の住民投票
<p> 市民 有権者の50分の1以上の署名 ↓ (自治法による直接請求の場合) 市長 ↓ 提案 議会 否決 → 住民投票は実施しない ↓ 可決 住民投票 </p> <p> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・問題の成熟度、投票の対象とする又はしないの最終判断は、議会が行うため、制度の濫用を防止できる。 ・市民にとってハードル（請求要件）は低い。 ・議会及び市長がその必要性を判断し、実施することから、その結果は尊重される。 ・投票資格者について、案件ごとに条例で設定するため、案件ごとに投票資格者を変更できる。 </p> <p> 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別案件ごとに条例を制定し、実施するため、発議又は請求から実施までに相当な期間を要する。 ・住民投票の可否についての最終決定権は議会にあるため、市長の発議又は市民の請求による場合は、実現可能性が低い場合が多い。 ・条例案又は必要要件を記載した書類の作成など、市民にとって請求のためのハードルが高い。 </p>	<p> 市民 有権者の一定数以上の署名 ↓ (事例では1/3～1/10) 市長 ↓ 条例に基づき実施 住民投票 </p> <p> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たせば住民投票を実施することになるため、発議又は請求から実施までに要する期間が比較的短い。 ・市長の発議及び市民の請求による場合、要件以外の制約がないため、実現可能性が高い。 </p> <p> 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・問題が成熟していなくても、住民投票にかけ得る。 ・投票の対象とする又はしないの案件を定めるなどの点で、制度の濫用を招く可能性がある。 ・市民にとってハードル（請求要件）が高い。 ・議会又は市長がその必要性を感じていない場合は、結果が尊重されない。 ・頻繁に実施された場合、大幅な経費負担を強いられる。 ・投票資格者が固定されているため、案件ごとに投票資格者の変更はできない。 </p>

4 住民投票の取扱い

住民投票の結果を実際の市政運営にどのように反映させるかは、首長、議会の判断となる。投票結果が、首長、議会を拘束する仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、住民投票の結果を「尊重する」と規定するのが一般的。

5 住民投票と自治基本条例 → **資料3** **資料4**

自治基本条例においては、住民投票に関する条項を盛り込んでいるのが一般的であるが、その盛り込み方は大別して3つのパターンがある。

① 住民投票規定を盛り込むが、事実上新しい制度を創設しないもの。

※ 具体的な実施に至っては地方自治法第74条の直接請求によるもの。

○ニセコ町、宝塚市、生野町等

② 地方自治法の定める直接請求制度を確認するもの。

※ 成立要件等について独自の規定にはなっているものの、具体的実施については地方自治法第74条の直接請求に準じているもの。

○伊賀市、名張市等

③ 住民投票制度の要件まで規定するもの。

○大和市、岸和田市等

※ ①及び②は「個別型」、③は「常設型」

6 自治基本条例における論点 → **資料5** **資料6**

① 住民投票の形式

・「個別型」とするか、「常設型」とするか。

② 対象事項

・一般的には、「行政運営上の重要事項」とする事例が多い。

③ 請求権者

・市民、議会、市長のいずれにするか、それぞれに与えるか。

④ 請求の条件

・濫用と垣根の高さを勘案しつつ、市民はどれだけの署名で請求できることとするか。

・議会は議員のどれだけの割合でもって請求できることとするか。

⑤ 投票資格者

・他の年齢要件を設けるか。

・外国人にも投票権を拡大するか。

⑥ 成立要件

・どれだけの投票数でもって成立とするのか。